

2025年（令和7年）3月

生活保護法指定介護機関 様

福山市福祉事務所からのお知らせ
～サービス利用票について～

福山市福祉事務所長
（生活福祉課）

平素より、生活保護法の介護扶助受給者に対する介護の実施について、御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

毎月御提出いただいておりますサービス利用票については、次のとおりの取扱いとしています。
今後とも御協力くださいますようお願いいたします。

1 提出時期について
介護券の発送毎の提出締切日は別紙「2025年度（令和7年度）介護券発送予定表」を確認してください。 前月から変更がない場合にも毎月提出してください。
2 提出したサービス利用票の差替について
区分支給限度額の範囲内でサービスの利用日や回数が変わった場合のサービス利用票の差し替えは必要ありません。その他（居宅介護支援事業所、サービス種別、サービス提供事業所、要介護度）に変更がある場合については、差し替えが必要です。
3 区分変更・介護新規の申請中について
要介護度が決定した後に提出してください。 申請中に提出をいただいても介護券の発券はしていません。
4 区分支給限度額について
居宅介護等に係る介護扶助の程度は、区分支給限度額の範囲内とされています。区分支給限度額の範囲を超える介護サービスについては、全額自己負担となることから利用ができません。自己負担が発生しないよう区分支給限度額の範囲内での作成をお願いします。
5 介護保険の被保険者以外の被保護者（無保険者）について
他法他施策優先により、 <u>障がい者施策により支給されるサービスが優先されます。</u> 原則として〔区分支給限度額〕から〔障がい者施策により支給される介護扶助と同内容のサービスの給付額〕を控除した額を上限として介護扶助の利用が可能です。 <u>障がい者施策により支給される介護扶助と同内容のサービスを含めて作成してください。</u>

<問合せ先>

福山市福祉事務所生活福祉課 介護担当
電話：（084）928－1066